

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫之荘 6 丁目 4 生産緑地地区ほか 5 地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘 6 丁目 4 生産緑地地区	約 0 . 1 1 ha	
武庫之荘 6 丁目 6 生産緑地地区	約 0 . 0 7 ha	
武庫之荘 6 丁目 5 生産緑地地区	約 0 . 3 0 ha	編入による 0.02 ha の増
武庫之荘 7 丁目 6 生産緑地地区	約 0 . 1 6 ha	
常松 1 丁目 5 - 1 生産緑地地区	約 0 . 1 4 ha	編入による 0.02 ha の増
田能 1 丁目 5 生産緑地地区	約 0 . 1 3 ha	

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区に、1 地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
武庫之荘 7 丁目 6 - 1 生産緑地地区	約 0 . 0 6 ha	分断による追加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 3 都市計画生産緑地地区中、常松 1 丁目 4 - 3 生産緑地地区、武庫町 2 丁目 1 生産緑地地区、を廃止する。

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。